

自治体システムデータ連携 標準検討会

～今あらためて、地プラ・中レの存在意義を問う！～

令和元年6月25日
総務省
情報流通行政局
地方情報化推進室

2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の検討が必要

- 我が国の人口は、2008年(1.28億人)をピークに減少。**大都市部を中心に高齢化が急ピッチで進行。**
2040年頃には総人口は毎年100万人近く減少。
→ **自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与える。**
- 医療、福祉、インフラ、空間管理など、**住民サービスの多くは地方自治体が支えている。**
地方自治体が**持続可能な形で**住民サービスを提供し続けることが、「住民の暮らし」や「地域経済」を守るために不可欠。さらには、我が国が国際社会において「名誉ある地位」を占め続けるためにも必要。

高齢者人口がピークを迎える**2040年頃**(2042年に3,935万人)をターゲットに、

- ① 住民生活に不可欠な行政サービスがどのような課題を抱えていくことになるのか、
- ② その上で、住み働き、新たな価値を生み出す場である、都市をはじめとする自治体の多様性をどのように高めていくのか、
- ③ ①、②のために、**どのような行政経営改革、圏域マネジメントを行う必要があるのか、**
検討を進める必要がある。

➡ **持続可能で多様な自治体による行政の展開が、我が国のレジリエンス(強靱性)向上につながる。**

世界の変化(2015→2040)

- **人口はアジア、アフリカを中心に18億人増加**
世界の人口:74億人→92億人(うちアジア7億人、アフリカ9億人)
アジアの人口:印+3億、パキスタン+0.9億、インドネシア+0.5億、中+0.2億
- **人口は都市部へ集中。都市の時代に**
世界の都市人口:40億→57億、印+2.8億、中+2.6億、インドネシア+0.7億
- **東アジア諸国を中心に高齢化が進展**
合計特殊出生率(2015):日1.45、タイ1.4、韓1.24、台湾1.18
- **世界経済の中心は欧米からアジアへ**
GDPシェア(2010→2030):米24→20、欧17→12、中16→24、印6→10、日7→4

日本の変化(2015→2040)

- **人口は0.16億人減少し、1.11億人に**
- **団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピーク**
65歳以上人口:3,387万人 → 3,921万人(+534万人(+16%))
75歳以上人口:1,632万人 → 2,239万人(+607万人(+37%))
- **三大都市圏で特に高齢化が急速に進行。東京都も2025年をピークに人口減少に転じる。**
65歳以上人口: 東京都 307万人 → 400万人(+93万人(+30%))
大阪府 232万人 → 265万人(+33万人(+14%))
愛知県 178万人 → 224万人(+46万人(+26%))
- **生産年齢人口減少により労働力確保が課題**
生産年齢人口:7,728万人 → 5,978万人(▲1,750万人)

労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足

人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

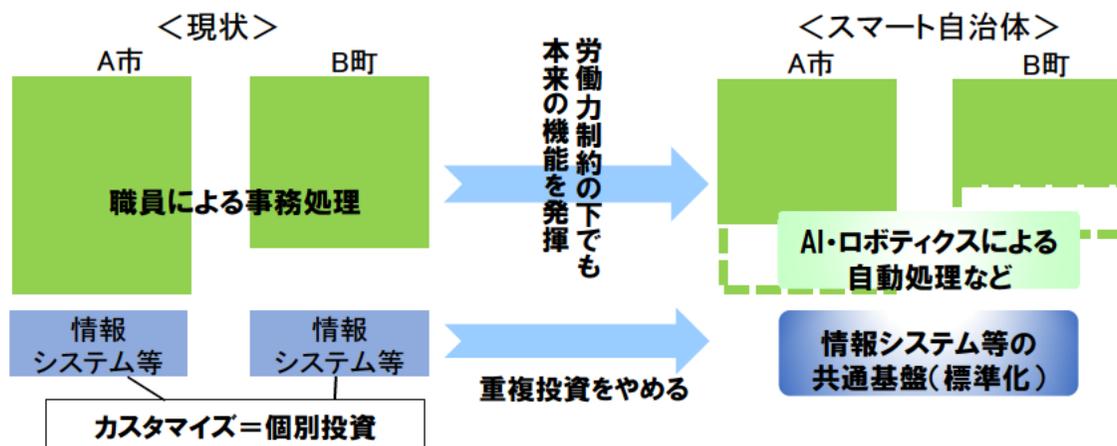
スマート自治体への転換

<破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ>

- 経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要。

<自治体行政の標準化・共通化>

- 標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制へ。
 - 自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要。円滑に統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を実施する必要。
- ⇒ 自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるためには、新たな法律が必要となるのではないか。



1.【背景】スマート自治体研究会について

(2018年9月～2019年5月)

(「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」)

【目的】

今後の労働力の供給制約の中、地方自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が、職員でなければならない業務に注力できるような環境を作る必要がある。そこで、標記研究会では、(1)地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及び(2)地方自治体におけるAI・ロボティクスの活用について実務上の課題の整理を行う。

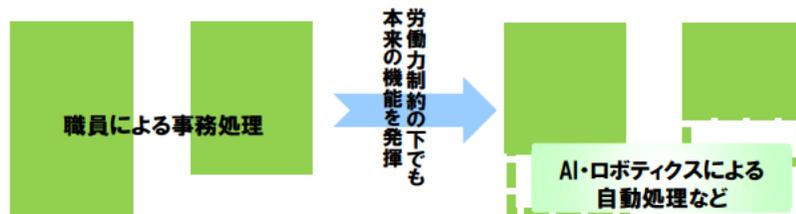
【検討事項】

① 業務プロセス・システムの標準化



・業務プロセス、システム、様式・帳票をどのように標準化するかの方策を検討

② AI・ロボティクスの活用



・AI・ロボティクスをどのような事務・分野に導入することが有効か。
・AI・ロボティクスを効果的・効率的に導入するための方策

を検討

【委員】(2019. 4. 1時点)

國領 二郎 (座長)	慶應義塾大学総合政策学部教授 慶應義塾常任理事
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
磯部 哲	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
岩崎 尚子	早稲田大学電子政府・自治体研究所 研究院教授
楠 正憲	内閣官房政府CIO補佐官
庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授
高橋 晃	町田市総務部次長兼総務課長
長峯 道宏	千葉市総務局情報経営部 業務改革推進課長
廣瀬 大三	前豊橋市総務部情報企画課長
山本 勲	慶應義塾大学商学部教授
渡邊 繁樹	地方公共団体情報システム機構 個人番号センター副センター長
(事務局)	総務省自治行政局行政経営支援室

【開催時期】

2018年9月～2019年5月。2019.5.24報告書公表。

1.【背景】スマート自治体研究会について 報告書概要

(2019年5月公表)

※ 正式名称：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」 令和元年（2019年）5月

背景

生産年齢人口(※)減少による**労働力の供給制約**

※ 8,726万人(1995) → 6,000万人未満(2040)

Society 5.0（超スマート社会）における**技術発展の加速化**
 (参考)商用利用開始から世帯普及率10%達成まで、電話76年、ポケットベル24年、ファクシミリ19年、携帯電話15年、パソコン13年、インターネット5年、スマートフォン3年

問題意識

- 行政サービスの質や水準に直結しないシステムのカスタマイズによる重複投資
 → **住民・企業等にとっての不便さ、個々の自治体やベンダにとっての人的・財政的負担**
 (参考)1990年代以降、世界の企業が付加価値を生むICT投資を行う中で、日本は官民間わず既存の業務プロセスに固執し、それに適合させるためのカスタマイズを行い続けた結果、世界に大きく立ち遅れ
- 世界のスピードに間に合うためには、**デジタル社会に向けて社会制度の最適化が必要**
 (参考)米国や中国など世界各国はAI開発にしのぎを削る / エストニアは起業の手続が短いことで起業家が集積

**今のシステムや業務プロセスを前提にした「改築方式」でなく、
今の仕事の仕方を抜本的に見直す「引っ越し方式」が必要**

方策

- 原則① 行政手続を**紙から電子へ**
- 原則② 行政アプリケーションを**自前調達式からサービス利用式へ**
- 原則③ 自治体もベンダも、**守りの分野から攻めの分野へ**

〔具体的方策〕

業務プロセスの標準化 / システムの標準化 / AI・RPA等のICT活用普及促進 / 電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化 / データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化 / セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用 / 人材面の方策、都道府県等による支援

目指すべき姿

「スマート自治体」の実現

- ✓ 人口減少が深刻化しても、**自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持**
- ✓ 職員を事務作業から解放 ⇒ **職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力**
- ✓ ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替 ⇒ **団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う**

1.【背景】地域情報プラットフォーム標準仕様・中間標準レイアウト仕様の検討について

地域情報プラットフォーム・中間標準レイアウトに関する論点

(スマート自治体研究会報告書 P48 抜粋)

- 地域情報プラットフォーム標準仕様・中間標準レイアウト仕様は、競争環境を確保するために極めて重要である。
- 地域情報プラットフォーム標準仕様で連携できるデータ項目は、実際のシステムで連携させる必要があるデータ項目より少なく、連携のためのカスタマイズが相当程度残る。
- 一方、その管理運営を担う一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) に確認したところでは、地域情報プラットフォーム標準仕様は、多くの自治体が使っているデータ項目は取り入れ、少数の自治体でしか使っていないデータ項目は取り入れていないということであり、むやみに地域情報プラットフォーム標準仕様で連携させるデータ項目を増やすと、準拠製品が必ず対応しなければならないデータ項目が増え、かえって製品価格が上昇する恐れがある。

地域情報プラットフォーム・中間標準レイアウトについては、関係者も多く、具体的かつ専門的な検討が必要であるため、別途検討の場を立てることが適切との判断に至った。

今後の検討

- 令和元年6月以降、検討会を立ち上げ、地域情報プラットフォーム及び中間標準レイアウトの有効性向上に向け、主に以下の点について課題整理を行う。
 - ・ 構想から15年経過したことを踏まえた全体的な見直し
 - ・ データ項目に関する自治体ニーズの洗い出し
 - ・ 地域情報プラットフォーム等の役割の拡充の検討
- スケジュール：本年度中に課題整理を行い、対応方針を策定。

2. 【検討会】自治体システムデータ連携標準検討会の開催

- 「地域情報プラットフォーム標準仕様」は、自治体の庁内における業務システムのマルチベンダ化を進めるために、庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様。平成16年度末に構想、その後APPLICで運用し、**現在、自治体における準拠製品の導入状況は89.7%（H30.4.1現在）**。
- しかしながら、構想後15年を経て、未だ地プラの特性を理解した上でシステム構築している自治体は少ないと思われること、また、「スマート自治体研究会（地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会）」において、「これまで、『使われている』という認識できているが実態は曖昧なのではないか、データ項目が不足しているのではないか、連携方式が古いのではないか。」等の指摘が出されるなど、**課題が散見**されている。
- このため、地域情報プラットフォーム等に関し、関係者における現状認識や課題を明確化の上、仕様改定等を目標に、同標準仕様等に係る「見直し方針案」及び「仕様改定ロードマップ案」等を策定することとして、今般、総務省情報流通行政局において、新たに「**自治体システムデータ連携標準検討会**」を設置することとする。

※ 地方自治情報管理概要（H31.3.29公表(H30.4.1現在)）より。何か一つでも地プラ準拠製品を採用している自治体の割合。
平成29年度までに導入済み、30年度まで及び令和元年度までに導入予定と回答した自治体（市区町村）をカウント。

メンバー 自治体、ベンダー、有識者等25名

オブザーバ

- ・ 自治行政局 市町村課行政経営支援室
- ・ 自治行政局 地域政策課地域情報政策室
- ・ 有識者

事務局

- ・ 総務省 情報流通行政局 地方情報化推進室

スケジュール案

- ・ 令和元年6月～〃2年3月（月1回程度を想定）

論点案

- ・ 地域情報プラットフォーム等のデータ項目、データ項目の適合率
- ・ 地域情報プラットフォーム等が担うべき機能
- ・ 地域情報プラットフォーム等の更なる活用に向けた論点
- ・ その他（見直しに係る必要経費の試算等）

等に関する課題明確化、関係者間の認識共有

- 見直し方針案
- 仕様改定ロードマップ案

2. 【検討会】地域情報プラットフォーム標準仕様等見直しスケジュール（案）

時 期	内 容
令和元年 6月25日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 検討会（第1回）：関係者からの意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体・ベンダの双方から意見聴取し、課題を洗い出す
6月～7月	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 規模別に自治体及び委託先ベンダに対しヒアリング及びアンケートを実施（現状の課題・ニーズの把握）
7月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 課題の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 整理した課題への対応について議論（複数回） ◆ 中間報告（地プラ等見直し方針骨子案）
令和2年3月頃	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 最終報告（地プラ等見直し方針の公表）
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上記方針を踏まえた仕様改定案の策定等（机上）
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要となる項目等の検証に係る実証及び実証を踏まえた仕様改定案の検討（実証）
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 有効性検証・拡充版仕様の確立

3. 【地プラ課題】 「地域情報プラットフォーム標準仕様」に関する課題

- 平成16年度の構想以来15年が経過しているが大幅な見直しはされておらず、**実際の課題等が不明**である点等が指摘されており、**更なる活用のために何が必要であるか**検討することが必要。

「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」第6回「引き続き議論すべき事項」抜粋

中間標準レイアウト・地域情報プラットフォームについて、現状を踏まえて、更なる活用を図るために何が必要か、検討してはどうか（関連意見）

- ◆ 地域情報プラットフォームの項目について、関係企業・団体からの意見には「妥当であると考えており」とあるが、現場としては、**連携部分に係るカスタマイズが負担となっている現実**がある。
- ◆ 地域情報プラットフォームについては、使われているという形であいまいに議論が進んできたが、**実際にどの部分が使われていて、どの部分が実態と乖離しているのか、検討する必要があるのではないか。**
- ◆ 地域情報プラットフォームは2000年代初頭の連携方式のため、**構造が古いのではないか。**

更なる活用のために、まずは課題の洗出し・整理が必要

論点1 現状における課題は何か。

- 例1 現状の庁内連携における（地プラ仕様として）**データ項目が足りず、自治体においてカスタマイズが発生しているのではないか。**
- 例2 地プラはSOAP（リアルタイム連携）だが、**多くの自治体はまとめてバッチ連携をしており、地プラとの乖離があるのではないか。**
- 例3 自治体の業務システムのデータ連携に係る**各標準（中間標準レイアウト、データ標準レイアウトなど）**について、**整合性を保つためのメンテナンスの効率的な実現が必要ではないか。**
（例えば、同一ソースから各仕様の自動生成を可能にするなど、保守の効率化に向けた検討が必要等）

論点2 新技術・サービス活用に向けた課題はないか。

- 例1 AIを活用した政策立案等、**新たなニーズに対応するためのデータ項目が不足している可能性があるのではないか。**
- 例2 AIの活用等、**パブリッククラウドサービスとの連携を想定したアーキテクチャとなっていないのではないか。**
- 例3 地方自治体と連携したいCivicTechベンチャーにとって**親和性の高いプロトコルになっていないのではないか。**

3. 【地プラ課題】 「地域情報プラットフォーム標準仕様」がなかったら

- 地方公共団体（1741市区町村）における準拠製品の導入状況は、全体で**89.7%**※。
- 地プラを活用してシステム全体の最適化を図るために明確に仕様書に記載した自治体は、**28.0%**であり、地プラの意義が十分に認識されていない可能性がある。
- また、地プラ構想後15年が経過し、準拠製品が増加していることで、逆に地プラの有効性が意識されなくなっている可能性がある（当たり前準拠している状況。）。

一方

- ◆ 仕様書に「地プラ準拠」と記載することで、自治体の業務上必要な機能や情報連携等に必要なデータ項目を一定程度満たしたシステムであることが保証され、自治体が一から要件定義する必要がない。
- ◆ ベンダーも、地プラ準拠（情報連携）前提で打合せ・調整が可能。

地プラ準拠していないと...

自治体職員・・・調達仕様書に必要な機能・データ項目を全て列挙？
イチから要件定義？

ベンダ・・・データ連携のカスタマイズがたくさん？！
他システムの事業者さんと一からすりあわせ？！

地プラ準拠していれば...

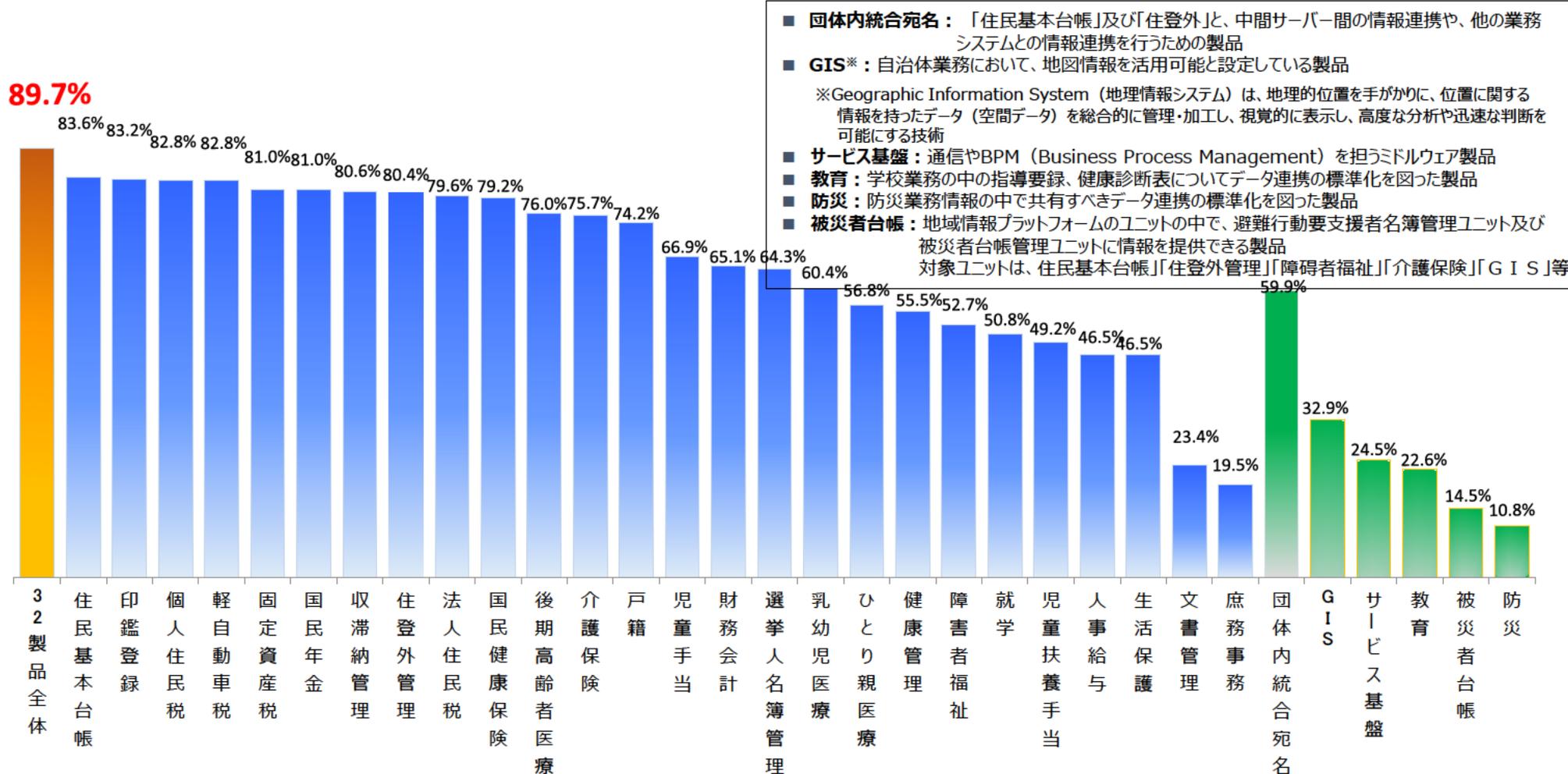
- システム間データ連携のカスタマイズが少なくなる
- システム間データ連携やシステム更改等におけるベンダー間調整が容易（ある程度のデータ項目、連携状況等を把握した上で調整可能）



<参考> 「地域情報プラットフォーム」の普及状況(2)地域情報プラットフォームの普及状況(32システム)

- 地方公共団体（1741市区町村）における準拠製品の導入状況は、全体で**89.7%***。(87.2%(H29.4.1現在))
- 地方公共団体においては、**普及が遅れている分野があること、地域情報プラットフォームの意義（円滑な情報連携が可能）が認識されていない**可能性があること等から、今後一層の普及に向けた周知等が必要と認識。

※地方自治情報管理概要（H31.3.29公表(H30.4.1現在））より。「各システムにおける地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した製品の導入状況」について、各システムにおいて、**平成29年度までに導入済み、30年度までに導入予定、31年度までに導入予定と回答した自治体（市区町村）をカウント**。小数点以下四捨五入。

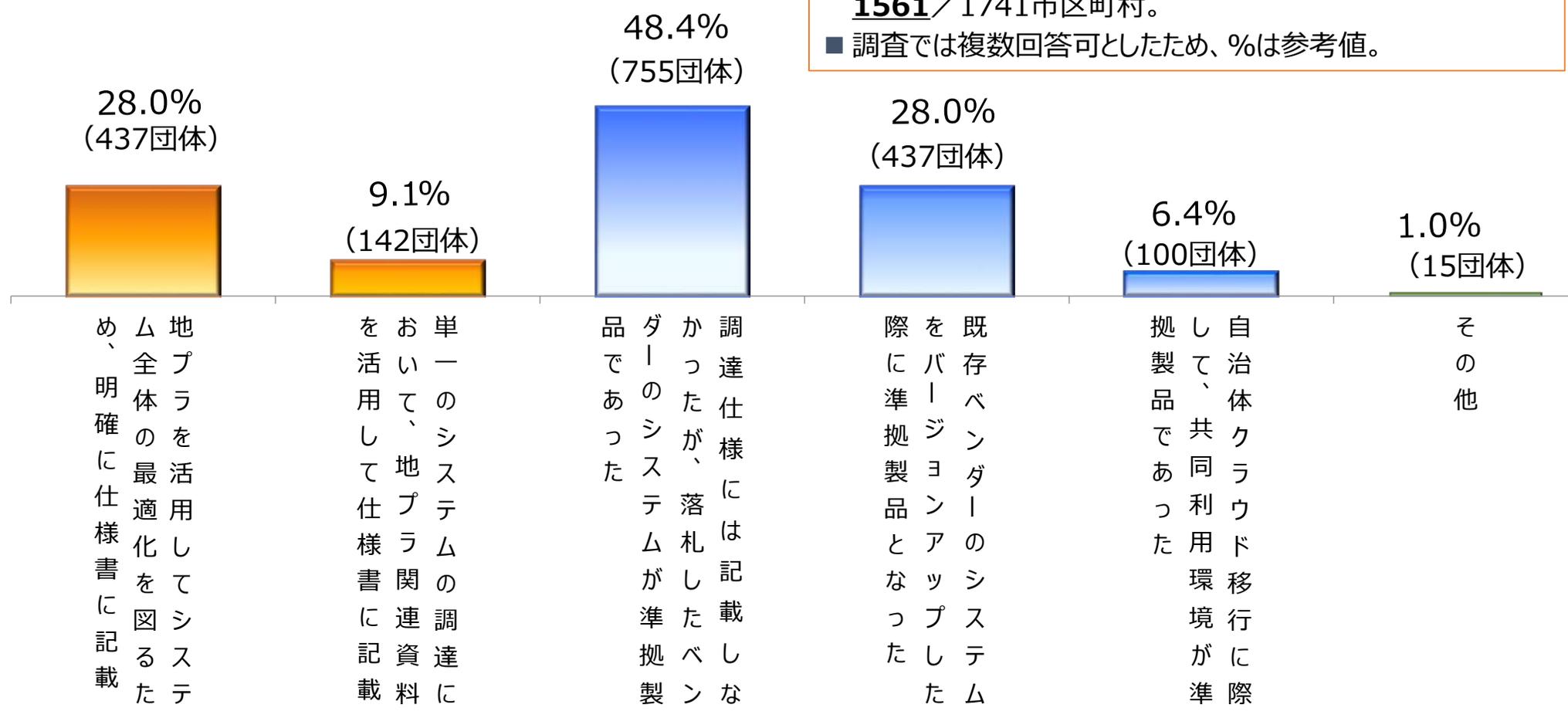


<参考> 「地域情報プラットフォーム」の普及状況 (2) 地域情報プラットフォームの導入経緯

■ 地方公共団体（市区町村）における準拠製品の導入の経緯（※）については、調達時の仕様書に記載したという団体はまだ少ない状況。

※地方自治情報管理概要（H31.3.29公表(H30.4.1現在)）

- 32システム中、1システムでも地域情報プラットフォーム準拠製品を導入している（導入予定も含む）自治体は、**1561**／1741市区町村。
- 調査では複数回答可としたため、%は参考値。



4. 【中レ課題】「中間標準レイアウト標準仕様」に関する課題

- 大阪府において、中間標準レイアウトを利用したデータ移行を実施したところ、**想定を下回るデータ移行となった**※こと等を踏まえると、以下3点が主な課題となっていると考えられる。

※「中間標準レイアウト仕様の維持管理に関する検討委員会」において大阪府からヒアリング

課題1 データ項目が足りず、移行元及び移行先が調整して決めるデータ項目(予備領域)が発生している。

<原因>

- ・ 各社パッケージの共通項目のみ定義しているため。
- ・ 履歴やメモなど「定義しない」と決めていた項目があるため。パッケージによって定義方法が様々であり標準仕様化が難しく、かつ、法制度的に必須ではないため当初から定義しない方針としたが、住民からの問合せに答える必要性等により業務が回らないため移行せざるを得ないケースがある。
- ・ 国保中央会、都道府県など他団体がマスタを持っているデータ項目は定義していないが、実際には、他団体に問い合わせることが非効率なため、コピーデータをパッケージで持つケースがある。
- ・ 業務間での機能の切り分けがパッケージによって異なる。中間標準レイアウトではデータ項目を複数の業務で重複して定義していない。しかし、パッケージによって、ある機能をどの業務システムで対応するかが異なるケースがある。

課題2 データ項目は定義しているが、移行元及び移行先において、データ項目名等の解釈が異なることにより、データ項目が追加されている。

<原因>

- ・ 各項目やレコード間の編集仕様(詳細説明)が十分に定義されていないことがある。

課題3 中間標準レイアウト仕様のみを利用して、移行元及び移行先間ですべてのデータを網羅してデータ移行できない(中間標準レイアウトは万能ではない) のが実状である。このことが、利用者に伝わっておらず、誤解を与えている。

<原因>

- ・ 業務共通事項(規準)、利活用ガイドにて移行できるもの、移行できないものなどを明記はしているが、利用者に正しく伝わっていない可能性がある。

データ定義項目や項目説明欄の拡充が必要

ただし、以下の懸案に対して併せて検討する必要があると考えられる。

- **拡張により、仕様説明が困難な項目などが発生する可能性**があると思われる(複数業務で重複定義した場合も含む)。

- **拡張後、中間標準レイアウト仕様の維持管理費用が増える**と思われる。

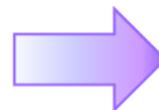
※日立製作所へのヒアリングにより、総務省作成

4. 中間標準レイアウト仕様の活用状況 (1) 仕様書記載率

仕様書記載率 → フローデータ

情報システムの調達を実施した自治体のうち、仕様書に中間標準レイアウトについて全部または一部記載をした自治体数及びその割合

年度	団体数	仕様書記載率
平成24年度実績(平成25年4月1日現在)	25	5.9% (25団体/424団体)
平成25年度実績(平成26年4月1日現在)	99	19.9% (99団体/497団体)
平成26年度実績(平成27年4月1日現在)	185	30.0% (185団体/616団体)
平成27年度実績(平成28年4月1日現在)	118	21.7% (118団体/544団体)
平成28年度実績(平成29年4月1日現在)	94	26.8% (94団体/351団体)
平成29年度実績(平成30年4月1日現在)	100	27.0% (100団体/370団体)



6年間累計

621団体/2,802 (調達実績計)
= **22.2%**

仕様書記載率(累計) → ストックデータ

全自治体のうち、仕様書に中間標準レイアウトについて全部または一部記載をした自治体数の累計(重複排除※)及びその割合

年度	団体数	仕様書記載率(累計)
平成24年度実績(平成25年4月1日現在)	25	1.4% (25団体/1742団体)
平成25年度実績(平成26年4月1日現在)	111(新規86)	6.4% (111団体/1742団体)
平成26年度実績(平成27年4月1日現在)	242(新規131)	13.9% (242団体/1741団体)
平成27年度実績(平成28年4月1日現在)	297(新規55)	17.1% (297団体/1741団体)
平成28年度実績(平成29年4月1日現在)	349(新規52)	20.0% (349団体/1741団体)
平成29年度実績(平成30年4月1日現在)	408(新規59)	23.4% (408団体/1741団体)

※重複排除:H24年度に記載した自治体はH24年度実績とし、H25年度以降は含まれない。

出典:総務省「地方自治情報管理概要」

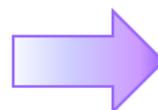
(平成25年4月1日現在)、同(平成26年4月1日現在)、同(平成27年4月1日現在)、同(平成28年4月1日現在)、同(平成29年4月1日現在)、同(平成30年4月1日現在)

4. 中間標準レイアウト仕様の活用状況 (2) 活用率

活用率 → フローデータ

情報システムの調達を実施した自治体のうち、中間標準レイアウトをすべてまたは一部活用した自治体数及びその割合

年度	団体数	活用率
平成24年度実績(平成25年4月1日現在)	3	0.7% (3団体/424団体)
平成25年度実績(平成26年4月1日現在)	52	10.5% (52団体/497団体)
平成26年度実績(平成27年4月1日現在)	112	18.2% (112団体/616団体)
平成27年度実績(平成28年4月1日現在)	63	11.6% (63団体/544団体)
平成28年度実績(平成29年4月1日現在)	111	31.6% (111団体/351団体)
平成29年度実績(平成30年4月1日現在)	82	22.2% (82団体/370団体)



6年間累計

423団体 / 2,802 (調達実績計)
= **15.1%**

活用率(累計) → ストックデータ

全自治体のうち、中間標準レイアウトをすべてまたは一部活用した自治体数の累計(重複排除※)及びその割合

年度	団体数	活用率
平成24年度実績(平成25年4月1日現在)	3	0.17% (3団体/1742団体)
平成25年度実績(平成26年4月1日現在)	53(新規50)	3.0% (53団体/1742団体)
平成26年度実績(平成27年4月1日現在)	145(新規92)	8.3% (145団体/1741団体)
平成27年度実績(平成28年4月1日現在)	175(新規30)	10.1% (175団体/1741団体)
平成28年度実績(平成29年4月1日現在)	263(新規88)	15.1% (263団体/1741団体)
平成29年度実績(平成30年4月1日現在)	304(新規41)	17.5% (304団体/1741団体)

※重複排除:H24年度に記載した自治体はH24年度実績とし、H25年度以降は含まれない。

参 考

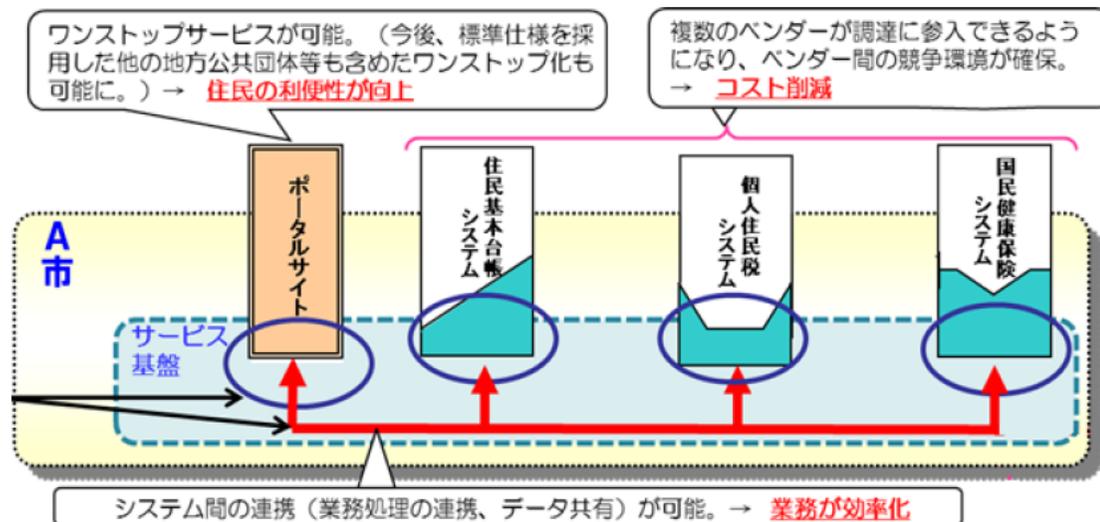
「地域情報プラットフォーム標準仕様」の概要

地域情報プラットフォームとは

- 自治体の庁内における業務システムのマルチベンダ化を進めるために、庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様。自治体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等**26業務**の情報システムについて標準化（団体内統合宛名、防災、教育等の基幹系以外の業務・機能を含めると32システム）。
- 総務省事業として策定し、（一財）全国地域情報化推進協会（APPLIC）において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開し、運用中。

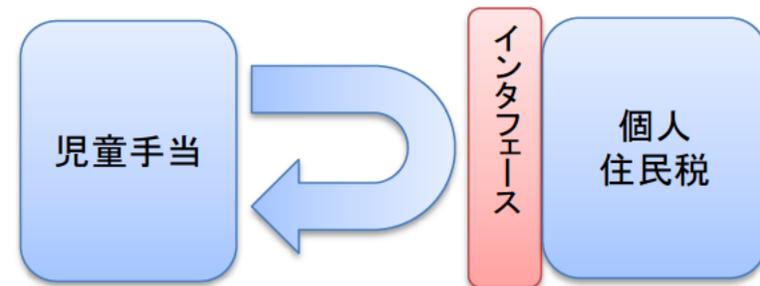
<地域情報プラットフォームの構造及びメリット>

業務システム間の連携データ項目やデータ連携を実現する技術要素を標準化



<例：児童手当の場合>

- 「児童手当」の業務では「所得」の情報が必要。
- 必要となる情報の取り出し方（インターフェース）が標準化されることにより、異なるベンダー同士のシステムでも情報のやり取りが可能。



地域情報プラットフォームのメリット

- 業務ごとに最適な製品を選定可能とし、**コスト削減**、**業務の利便性向上**が可能。
- 業務ごとにベンダーが異なる状況（**マルチベンダー**）が実現可能（地域情報プラットフォームにおいては、必要となる情報の取り出し方（インターフェース）が標準化されるため、どのベンダー同士でも情報のやり取りが可能）。

地域情報プラットフォームの対象自治体層について

- 地域情報プラットフォームの策定に当たっては、ベンダが提供する標準パッケージが10万人規模の自治体を想定しているものであったことから、これを元に標準化の検討を実施した。
- また、以下の観点からも、**10万人規模程度の団体を対象層とすることが適当**と考えられた。
 - 人口規模15万人未満の自治体が全自治体の9割近くを占めること
 - 小規模自治体では、近隣自治体と共にシステムを共同調達し、システム自体の規模は10万人規模程度になると想定されたこと
 - 大規模自治体については、予算規模や業務量・業務範囲を踏まえれば標準化は困難であり、パッケージの高額化を招くと考えられること

※中間標準レイアウトについては、事業者が提供するパッケージソフトを基準に検討しているためボリュームゾーンを定めておらず、結果として30万人未満の自治体が主な対象となっている。

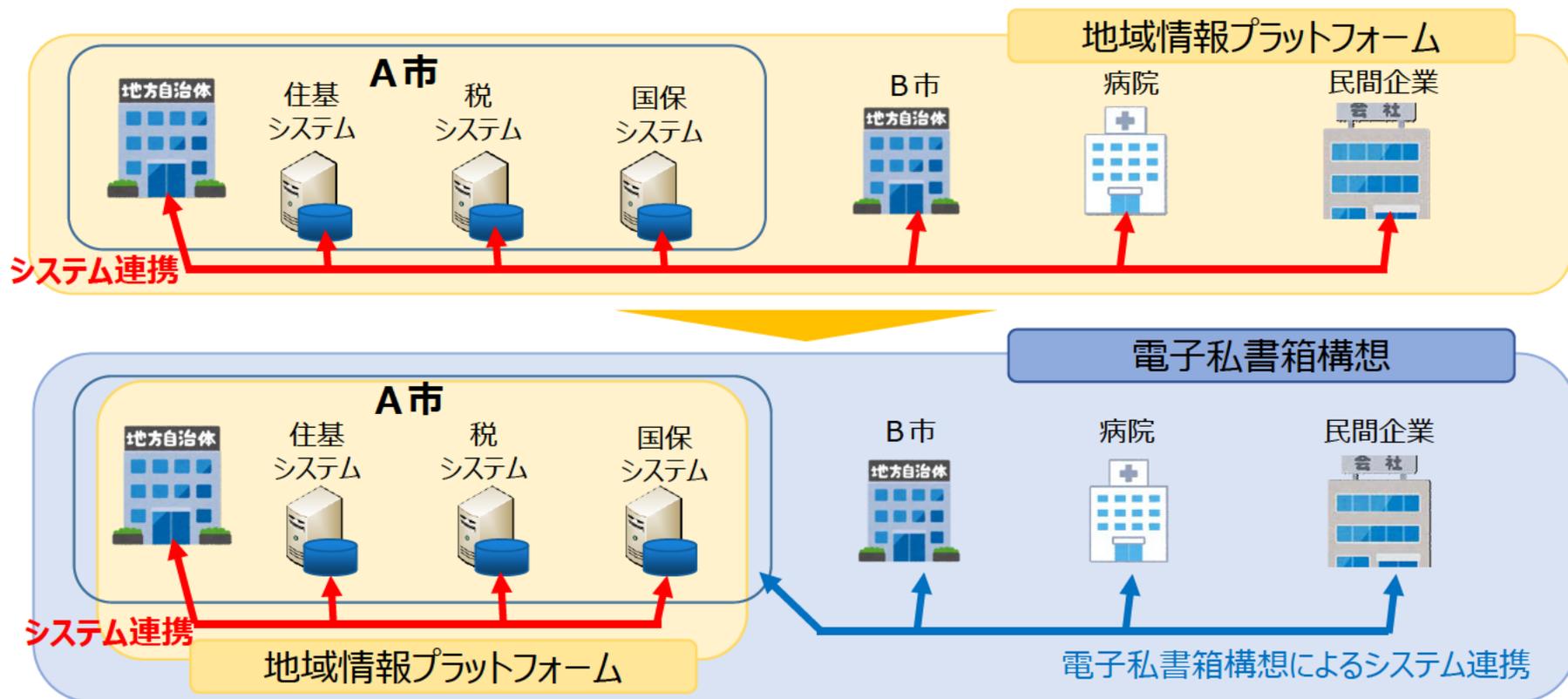
【人口規模別自治体数（平成30年1月1日時点）】

都道府県	47
政令市	20
人口30万人以上	64
人口20万人以上30万人未満	48
人口15万人以上20万人未満	50
人口10万人以上15万人未満	105
人口5万以上10万人未満	269
人口1万人以上5万人未満	688
人口1万人未満	497
(合計)	1788

**大規模自治体システムのデータ項目については
地域情報プラットフォームでは対応できない部分が
多数存在**
⇒ **各団体がカスタマイズ等で対応**

**自治体のボリュームゾーン（計1559団体）
= 事業者のパッケージソフトの一般的対象層
= 地域情報プラットフォーム対象層**

- 平成16年、ユビキタス社会構築の機運が高まる中、一自治体内のシステムだけでなく、複数の自治体間や民間組織とのシステム連携を目指して、「地域情報プラットフォーム」が提言され、平成17年からAPPLICにおいて具体的な検討が開始された。
- 当初、地域情報プラットフォームでは多様な主体間の連携を目指していたが、各機関間のデータ連携を含む「電子私書箱」に関する議論が始まり、平成21年には、国民一人ひとりに個人情報管理の専用の口座を提供しワンストップの行政サービスが受けられる「電子私書箱構想」が提言された。
- これにより、自治体間、官民間の連携は「電子私書箱」（後のマイナポータルにつながるもの）により実現することとされたため、**地域情報プラットフォームの機能は自治体内の各システムの標準化に留まることとなった。**



「中間標準レイアウト仕様」の概要

中間標準レイアウト仕様とは

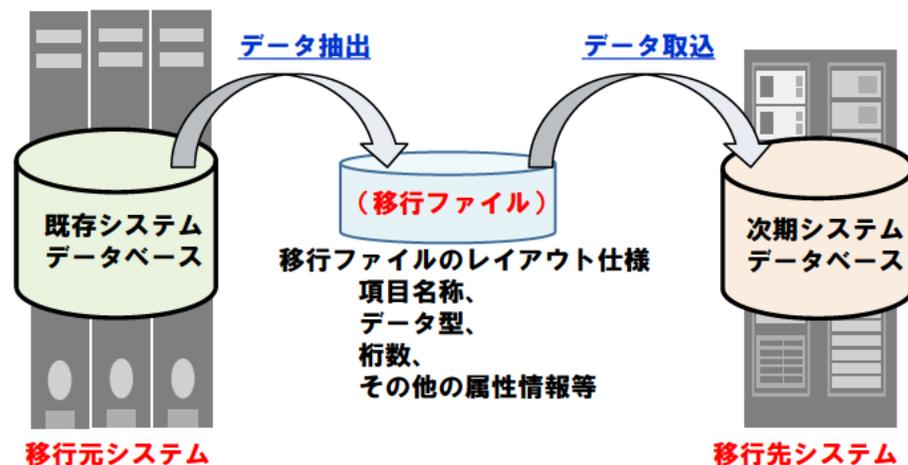
- 市区町村の情報システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様。

- ・平成24年6月V1.0総務省から公開
- ・平成27年5月V2.1総務省から公開
- ・平成29年4月V2.3総務省から公開
- ・平成31年4月V2.5総務省から公開
- ・平成26年4月V2.0総務省から公開
- ・平成28年4月V2.2総務省から公開
- ・平成30年4月V2.4総務省から公開

※J-LISが、平成25年4月(当時はLASDEC)から維持管理を担当

■ 対象業務は23

- | | | |
|------------|-------------|---------------|
| 1. 住民基本台帳 | 9. 法人住民税 | 17. 児童手当 |
| 2. 印鑑登録 | 10. 軽自動車税 | 18. 生活保護 |
| 3. 住登外管理 | 11. 収滞納管理 | 19. 障害者福祉 |
| 4. 戸籍 | 12. 国民健康保険 | 20. 財務会計 |
| 5. 就学 | 13. 国民年金 | 21. 人事給与 |
| 6. 選挙人名簿管理 | 14. 介護保険 | 22. 文書管理 |
| 7. 固定資産税 | 15. 後期高齢者医療 | 23. 子ども・子育て支援 |
| 8. 個人住民税 | 16. 健康管理 | |



※コンビニ交付(コンビニ交付証明発行サーバとの連携用)については、v2.4(平成30年4月公開)で新規追加していますが、平成31年4月公開時点での改訂はなし

中間標準レイアウト仕様のメリット

- 多額のデータ移行費用を原因とするベンダーロックインの解消が可能。
- 自治体クラウドの推進に際しても、異なるベンダー間でのシステム更改におけるデータ移行費の削減、また、将来的なデータ移行費の削減が可能。